

個人賠償責任保険 被保険者限定特約

目次

第1条（この特約の適用条件）

第2条（被保険者の定義）

第3条（保険金を支払う場合）

第4条（普通約款の適用除外）

第5条（準用規定）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者が、この特約について合意がある場合に適用します。

第2条（被保険者の定義）

被保険者は、保険証券等記載の被保険者とします。

第3条（保険金を支払う場合）

第2条（被保険者の定義）の被保険者が責任無能力者の場合には、普通約款第2条（保険金を支払う場合）にかかわらず、被保険者の親権者等（親権者またはその他の法定監督義務者をいいます。）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、個人賠償責任保険金を支払います。ただし、次の全てを満たしている場合に限りです。

（1）普通約款第2条（保険金を支払う場合）に該当する偶然な事故により、被保険者が、他人に加えた身体の障害または他人の財物の損壊について、被保険者の親権者等が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害であること。

（2）被保険者の親権者等が、被保険者の監督義務を怠ったために生じた損害であること。

第4条（普通約款の適用除外）

普通約款第1条（用語の定義）の被保険者の定義の規定は適用しません。

第5条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。